平成２３年（フ）第７２３号
栃木県大田原市住吉町２丁目19番４号　スカイハイツコスモＡ―102号
債務者　大野　孝志
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荘司　円香
4　破産債権の届出期間　平成23年12月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年１月27日午後３時15分
6　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第７３６号
栃木県日光市川治温泉川治22番地
債務者　石山　雄介
1　決定年月日時　平成23年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹澤　一郎
4　破産債権の届出期間　平成23年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年１月27日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第７３７号
栃木県日光市川治温泉川治22番地
債務者　石山　成典
1　決定年月日時　平成23年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹澤　一郎
4　破産債権の届出期間　平成23年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年１月27日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第７３８号
栃木県日光市川治温泉川治22番地
債務者　石山　文子
1　決定年月日時　平成23年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹澤　一郎
4　破産債権の届出期間　平成23年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年１月27日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第７３９号
栃木県日光市川治温泉川治22番地
債務者　石山　郁子
1　決定年月日時　平成23年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹澤　一郎
4　破産債権の届出期間　平成23年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年１月27日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第５７０号
岐阜市吹上町３丁目12番地２
債務者　水口　元一
1　決定年月日時　平成23年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鍬口　　崇
4　破産債権の届出期間　平成23年12月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年１月27日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１６７号
千葉県旭市後草1839番地２　海上後草５棟36号
債務者　鈴木　貴史（旧姓阿蘇品）
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野口　泰三
4　破産債権の届出期間　平成23年12月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年２月２日午後２時
6　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第７４０号
千葉県我孫子市高野山263番地の18
債務者　清田　耕造
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大作　公夫
4　破産債権の届出期間　平成23年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年２月６日午前11時20分
6　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第７４１号
千葉県我孫子市高野山263番地の18
債務者　清田八重子
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大作　公夫
4　破産債権の届出期間　平成23年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年２月６日午前11時20分
6　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第７４２号
千葉県我孫子市高野山263番地の18
債務者　清田　拓栄
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大作　公夫
4　破産債権の届出期間　平成23年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年２月６日午前11時20分
6　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第２０４号
新潟市北区新元島町3920番地45
債務者　熊木　　真
1　決定年月日時　平成23年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川上　　耕
4　破産債権の届出期間　平成23年12月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月20日午後３時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５５５号
新潟県五泉市二ツ柳62番地３　ヒルトップＫＢ号室
債務者　林　奈美枝
1　決定年月日時　平成23年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　五十嵐望美
4　破産債権の届出期間　平成23年12月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月20日午前10時50分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１１７９号
広島県大竹市元町３丁目12番８号、住民票上の住所山口県岩国市美和町下畑2013番地１
債務者　平本　好夫
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹森　雅泰
4　破産債権の届出期間　平成23年12月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月７日午後２時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４０４号
宮崎市大字赤江1369番地１　セントヒルズマリーナ宮崎弐番館501号
債務者　川並ひろ子
1　決定年月日時　平成23年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　衞藤　　彰
4　破産債権の届出期間　平成23年12月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月24日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
宮崎地方裁判所破産係